

# 北上川を汚さないで

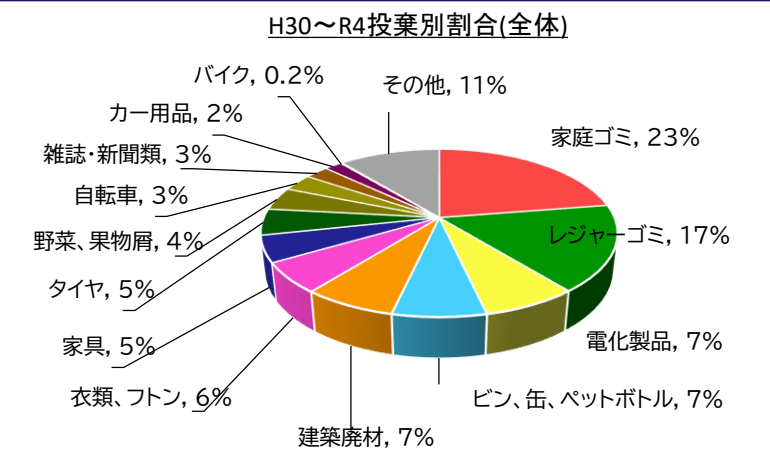
清らかな川は暮らしの中のかげがえのない宝物、  
私たち一人ひとりの大切な財産です。

## 河川への廃棄物投棄の実態について

河川は、多様な生物の生息・生育の空間であり、人々にやすらぎや憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により、河川環境の保全のためのさまざまな活動が全国各地で行われています。

しかし、河川巡視により確認された廃棄物の状況から、全体の約5割が家庭からの生活ゴミであることが分かります。

今後、現在の河川環境を保全あるいは向上させるためには、流域住民一人ひとりの理解と協力が必要です。



## 不法投棄は重大な犯罪です!

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】**  
**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科**  
 ○何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。  
 ○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**河川法【河川法施行令第16条の4】**  
**3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**  
 ○何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。  
 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

不法投棄箇所 ●2件以下 ●10件以下 ●10件以上  
 お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 盛岡出張所  
 〒020-0862 岩手県盛岡市東仙北一丁目11-11 TEL.019-636-0368 FAX.019-636-1047

# 北上川を汚さないで

清らかな川は暮らしの中のかげがえのない宝物、  
私たち一人ひとりの大切な財産です。

## 河川への廃棄物投棄の実態について

河川は、多様な生物の生息・生育の空間であり、人々にやすらぎや憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により、河川環境の保全のためのさまざまな活動が全国各地で行われています。しかし、河川巡視により確認された廃棄物の状況から、全体の約5割が家庭からの生活ゴミであることが分かります。

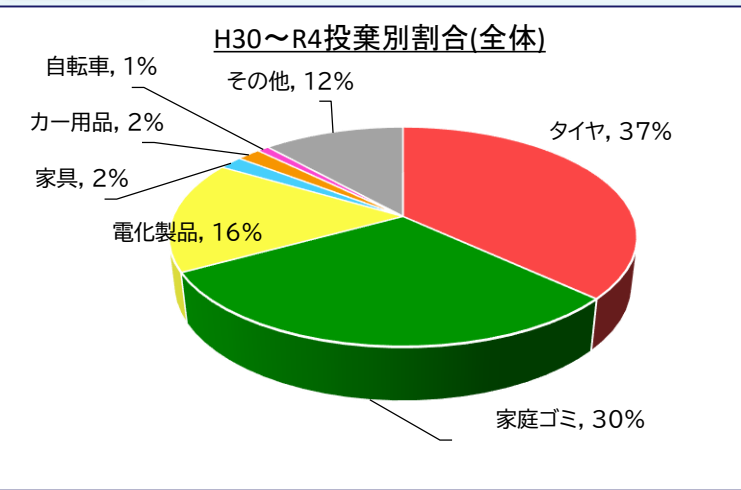
今後、現在の河川環境を保全あるいは向上させるためには、流域住民一人ひとりの理解と協力が必要です。



**不法投棄は重大な犯罪です!**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】  
**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科**  
 ○何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。  
 ○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【河川法施行令第16条の4】  
**3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**  
 ○何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。  
 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。



不法投棄箇所 ● 2件以下 ● 5件未満 ● 5件以上

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 水沢出張所  
 〒023-0828 岩手県奥州市水沢東大通り一丁目2-14 TEL.0197-24-4173 FAX.0197-22-8045

# 北上川を汚さないで

清らかな川は暮らしの中のかげがえのない宝物、  
私たち一人ひとりの大切な財産です。

河川への廃棄物投棄の実態について

河川は、多様な生物の生息・生育の空間であり、人々にやすらぎや憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所です。近年では、河川環境に対する国民の関心はきわめて高くなり、市民団体等により、河川環境の保全のためのさまざまな活動が全国各地で行われています。しかし、河川巡視により確認された廃棄物の状況から、全体の約5割が家庭からの生活ゴミであることが分かります。

今後、現在の河川環境を保全あるいは向上させるためには、流域住民一人ひとりの理解と協力が必要です。

## 不法投棄は重大な犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】

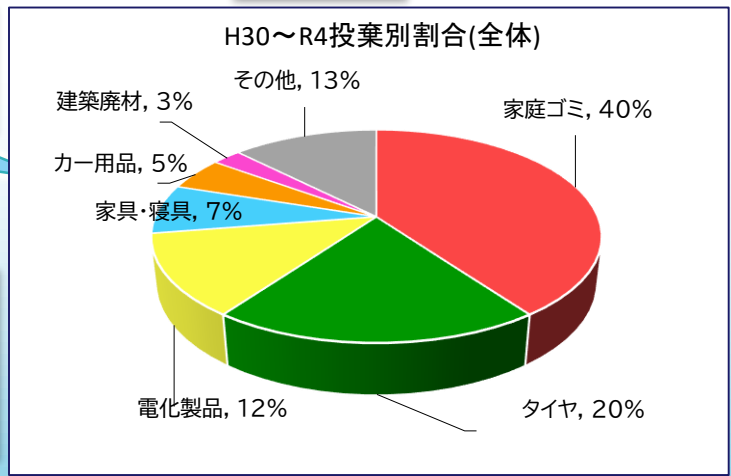
**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科**

- 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【河川法施行令第16条の4】

**3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**

- 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死骸その他の汚物若しくは廃物を捨てること。



不法投棄箇所 ● 2件以下 ● 5件未満 ● 5件以上

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所  
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81 TEL.0191-23-2435 FAX.0191-23-6841